

# 伊佐市過疎地域自立促進計画書

平成22年度～平成27年度



鹿児島県 伊佐市

## 伊佐市過疎地域自立促進計画 目次

1．基本的な事項	1
（1）伊佐市の概況	1
ア 自然的，歴史的，社会的，経済的諸条件の概要	1
イ 過疎の状況	3
ウ 産業構造の変化，地域の経済的な立地特性等	4
（2）人口及び産業の推移と動向	4
（3）行財政の状況	7
（4）地域の自立促進の基本方針	9
（5）計画期間	11
2．産業の振興	12
（1）現況と問題点	12
（2）その対策	14
（3）計画	15
3．交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進	17
（1）現況と問題点	17
（2）その対策	17
（3）計画	18
4．生活環境の整備	21
（1）現況と問題点	21
（2）その対策	22
（3）計画	23
5．高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
（1）現況と問題点	25
（2）その対策	26
（3）計画	27
6．医療の確保	29
（1）現況と問題点	29
（2）その対策	29
（3）計画	29

7. 教育の振興	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 計画	32
8. 地域文化の振興等	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 計画	33
9. 集落の整備	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	34
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	35
事業計画(平成 22 年度～平成 27 年度) 過疎地域自立促進特別事業分	36

## 伊佐市過疎地域自立促進計画

### 1. 基本的な事項

#### (1) 伊佐市の概況

##### ア 伊佐市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

###### 《自然的概要》

本市は、鹿児島県の最北部にあって、西に出水市、南西にさつま町、南東に湧水町、東に、宮崎県えびの市、北東に熊本県人吉市、北に球磨郡球磨村と水俣市に接している。また周囲を国見山地などの山々に囲まれた盆地を形成しており、平地の中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田がひらけている。伊佐市の面積は 392.36 k m<sup>2</sup>となっており、鹿児島県内の市平均値の約 1.3 倍の面積となっている。

###### 《歴史的概要》

本市は、平成 20 年 11 月 1 日、旧大口市と旧菱刈町が合併し誕生した。

旧大口市：明治 22 年 4 月に町村制の実施により旧伊佐郡は 6 ヶ村に分かれ、大正 7 年に大口市が、昭和 15 年に山野村が町制を施行した。昭和 29 年 4 月 1 日、町村合併促進法のもとに旧伊佐郡 6 町村のうち大口市、山野町、羽月村、西太良村が合併して「大口市」が誕生した。

旧菱刈町：明治 22 年 4 月に町村制の実施により菱刈村と太良村ができた。明治 24 年太良村は、東太良村と西太良村に分割され、さらに大正 14 年に東太良村を本城村と改名された。昭和 15 年に菱刈村が町制を施行し、昭和 29 年には、菱刈町と本城村が合併し「菱刈町」となった。

###### 《社会的概要》

熊本県と宮崎県に隣接する本市は、南九州のほぼ中央に位置し、三県を結ぶ国道 267 号、268 号、447 号の主要幹線道路が市内で交差し、これに県道、市道が放射状に走る道路網を形成している。平成 16 年 4 月に熊本県人吉市とをつなぐ「久七トンネル」が開通したことにより、九州縦貫自動車道人吉 IC への時間短縮が可能となり、日帰り圏域の拡大化が進んだ。

公共交通機関として、半世紀にわたり市民の生活を支えてきた国鉄が、昭和 62 年 1 月の宮之城線、昭和 63 年 1 月には山野線と 50 年を超える歴史の幕を閉じた。国鉄廃止に伴い、代替バスが運行されていたが、平成 6 年 4 月に地方バスに移行した。旧大口市では、平成 8 年 4 月からは運行廃止された山間部路線を市が代替バス事業として民間委託し運行を続け、新市に引き継いでいる。旧菱刈町では、交通手段のない地域や高齢者を中心とした交通弱者のために平成 12 年 6 月 1 日から「ひしかり町民バス」を運行し、新市に引き継いでいる。また、空港～水俣間を運行する特急バスについても空港や平成 16 年 3 月の九州新幹線一部開業、平成 23 年 3 月予定の全線開業に伴う新水俣駅等への交通手段として欠かせないものとなっている。

地域社会の基礎組織として 279 の自治会があり、これらを中心に地域運営を行っている。自治会は大小さまざま、中には維持存続することが困難と予想される自治会もあり、過疎化の影響が顕著に表れている。

###### 《経済的概要》

###### < 農林水産業 >

本市は、農業を基幹産業として様々な振興策を講じてきている。以前より伊佐盆地は、冷涼な気候、地形等から県内でも有数の米どころとして名を馳せてきたが、営農形態は従来の稲作中心から水稲・畜産・野菜・たばこ等との複合経営に移行しつつある。米づくりは自由競争・減反政

策により早くからかげりを見せ、「作れば売れる」という概念から「安全で売れる米づくり」への転換を推し進めているが、農家の高齢化や機械への過剰投資、後継者不足などの問題が山積している。

全国有数の畜産県である鹿児島県の中で、本市には大規模な養豚施設が点在しており、重要な経済基盤・雇用促進の一翼を担っている。小規模畜産農家の飼養頭数は、近年横ばいの傾向にあるが、経営者の多くが高齢者で、後継者不足の問題を抱えており、今後急速に減少傾向に転じることが懸念されることから、点的視野に立った個別指導を行い、畜産農家・農協の自助努力を促し、環境保全型農業と並行して飼養頭数の維持拡大を図ることが求められる。

林野面積が総面積の68.4%を占める本市の林業については、戦後植栽されたヒノキが人工林の約7割を占め、寒冷気候により成長量の少ない目の詰まった良質材「伊佐ヒノキ」の産地となっている。しかしながら、長引く木材価格の低迷や自然災害等により、間伐未実施林や放置山林等が見受けられる。森林整備の立ち遅れは大規模な災害を引き起こすおそれがあり、公益的機能を維持増進させるためにも、今後は森林組合を中心に徹底した労力の省力化、施業団地設定による施業共同化・合理化に努め、高性能林業機械等を活用しながら生産コストの削減を推し進め生産性の向上に努めることが課題である。

基幹林道・作業路の整備は林野面積に対してまだまだ路網密度が低く、戦後に植栽された造林木が主伐期を迎える前に新設・改良を行う必要がある。

水産業では、内水面漁業と内水面養殖業の歴史が長く、豊富な水量と清流に恵まれアユ・ニジマス等の養殖が行われている。近年は、ブラックバス、ブルーギルといった外来魚の放流により渓流魚等の生息環境が乱れており、魚類の保護対策が急務となっている。

今後は、特色ある食材供給として特産品開発の促進が求められる。

#### < 鉱工業 >

市内では、IC関連産業・繊維製造業・食品製造業を主として48事業所（平成20年、従業者4人以上）が操業し、また、日本一の金産出量を誇る菱刈鉱山などもあり、地域経済の一翼を担っている。産業分類別で主な事業所は、木材・木製品製造業（家具を除く）（10件）、繊維工業（9件）、食料品製造業（6件）、飲料・飼料・たばこ製造（6件）となっている。製造品出荷額としては年々順調に伸びており、従業者数は平成19年まで順調に回復傾向にあったが、世界的な不況により平成20年度に大きく落ち込んでいる状況にある。労働形態としては、地域資源依存型が多く、軽工業偏重の構成で、付加価値率の低い労働集約型の工場が大半を占めている。

しかし、地域資源依存型の企業が多いとはいえ農商工連携などの事例は少なく、農業を基幹とする本市においては、地元の産品を活用した食料品製造業などの起業や企業誘致を推進しながら、地域に根付き、相乗効果をもたらす、地域と連関することで産業構造を強化していく必要がある。

また、高齢化が進行するなか、特に若い世代の市外への流出抑制や、UIJターンなどの定住促進の受け入れ体制整備として、新規企業誘致はもとより、地場企業の成長支援や起業の促進に主眼を置き、雇用の確保・創出に向けた施策を展開することが必要である。

#### < 商業 >

都市計画事業の完了により市中心部の整備は図られたが、相次ぐ大型店舗の郊外立地による顧客の流出のため、廃業する小規模店舗が多く商店街としての賑わいは近年影を潜めている。定期

的なイベント開催やサービス事業を展開してはいるが、商店総数は平成 19 年度で 422 店舗となり、平成 9 年度に比べ 95 店舗、18.4%の減と減少傾向をたどる一方にある。観光客の誘致活動とあわせた消費者ニーズの多様化に対応できる商店街づくり、都市アメニティ機能やバリアフリー化を備えた景観整備の拡充が望まれる。

#### < 観光 >

当市の観光地は広域に点在しており、最大の観光拠点「曾木の滝」をはじめ、日本一のエドヒガン桜、忠元公園の千本桜、湯之尾滝、湯之尾温泉など、資源に恵まれていることから、今後も付帯設備等の整備を計画的に進め、観光客の確保に努めるとともに、平成 23 年 3 月の九州新幹線全線開業に伴い、隣接県・近隣市町と連携し、個性ある広域観光ルートづくり、通過型から自然体験等のできる滞在型観光施設の整備を促進させることが最重点課題である。

#### イ 過疎の状況

高度経済成長期の昭和 35 年にほぼ 56,000 人だった本市の人口は、10 年後には 43,000 人に減り、その後急速な減少を見せたが、過疎法施行後の諸公共事業等施策の投資により幾分鈍化してはきているものの、依然として減少の一途をたどっている。人口の推移を年齢別にみると少子・高齢化が進み、子供、青壮年層は確実に減少し、65 歳以上の高齢者はポイントを大きく伸ばしている。特に経済社会活動の中核となる若年層の流出は、地方にとって高齢化を加速させる深刻な問題である。

過疎地域自立促進法等に基づく諸事業により産業基盤整備、交通通信体系の整備など一応の成果を収めることができた。道路網整備としては、主要幹線道路である国・県道の改良、市道・農林道の整備が図られ、なかでも市道の改良率は平成 20 年度末で 63.1%、舗装率は 84.1%と地域経済の発展に重要な役割を果たしている。

産業部門の農業については、農業基盤整備に重点がおかれ市内のほ場整備はほぼ完了するに至っている。また、農家にとっては、高齢化・担い手不足に悩みながらも稲作中心の農業経営から脱却し、減反による休耕田利用として戸別所得補償制度等により園芸・畜産などとの複合経営に移行しつつある。認定農家や担い手農家等の大規模農家への土地集積も進みつつあり、農業生産体制システム及び集出荷・流通販売体制の拡充・強化を図っている。

林業については、ヒノキを主体とする針葉樹林が民有林の 75%を占めており、間伐が必要な林分が多いが木材価格の低迷などにより、間伐施策が遅れている状況である。生産コストを下げるうえで林道の開設は、重要な役割を持つため、今後も計画的に新設・改良舗装していくことが望まれる。

生涯学習の場として建設された「大口ふれあいセンター」「菱刈農村環境改善センター」は、広域的な多目的施設として利用効果をあげ、人材育成・リーダー養成・地域間交流等本市の教育・文化振興の拠点として多くの市民に利活用されている。

旧過疎計画に基づき様々な事業を展開・公共投資してきたが、地方と大都市圏との経済格差は鈍化することはあっても縮小することはありえない。過疎市町村においては地方主要都市にも経済圏が流れ、「過疎の中の過疎」に苦悩している。従来の産業振興・交通通信体制・生活環境整備などに加え、今後は「人の改革」を促すソフト事業も必要であり、地域間交流・県域を越えた人的交流を図り、住民と協働して地域の自立促進を推し進めていくべきである。

## ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性等の概要

### 第1次産業

産業別就業人口の推移を見ると、平成12年に比べ、平成17年の1次産業に占める割合は、0.1ポイントの増となっている。

特に農業従事者は平成12年に比べ、100人、3.3%の減、世代別にみると59歳までの青壮年代は年々減り続け、60歳以上の高齢者による就業人口は増加の傾向にあったが、今回は減に転じている。経営耕地面積は基盤整備事業がほとんど完了したにもかかわらず、山間部に点在する田畑の作付け放棄等により減少している中で、経営規模の小さい兼業農家は離農し認定農家など大規模農家への土地集積が進行しつつある。

### 第2次産業

業種別就業者数の構成比(平成17年国勢調査)は製造業が63.1%と高い割合を占めており、次いで建設業の32.8%となっている。近年、電気機械器具や土石製品、繊維製品などの製造業や建設業は景気低迷の影響から就業者数が減少しており、産業別就業者のうち第2次産業の占める割合も3.8ポイント減少している。また、特徴的なものとして焼酎製造業や鉱業(金鉱山)がある。

### 第3次産業

産業別就業者数の構成比(平成17年国勢調査)で54.1%と最も高い割合になっており、卸売・小売業や医療福祉関係の従事者が多い。近年、郊外の大型店舗進出により女性就業者のパート等による雇用増が見られる。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による昭和35年の人口は、56,404人であったが、平成17年には31,499人に減少し、45年間に24,905人、44.2%の減と、過疎が進行した地域である。昭和40年と45年との人口比較では、13.2%の減となっているが、当時は高度成長時代の渦中にあり、農業経営においても機械化の波が押し寄せ過剰労働力を吸収できない本市においては、人口流出に歯止めをかけることができなかった。昭和48年のオイルショックなどにより人口の減少は鈍化し、昭和55年以降は年2~6%の落ち込みが続いている。昭和の終わりから平成初期にかけては、低い伸びではあるものの企業が立地し、地場産業ともども求人率が増加傾向にあったが、近年では、景気低迷の影響や若年労働者の都市型生活環境志向が強いことなどにより、人口の減少は今後も続くものと見られる。過疎の進行が鈍化しはじめた昭和55年の若年者比率と高齢者比率はほぼ同ポイントだったのに対し、平成7年以降は高齢者比率が若年者比率に比べ倍以上に膨らんでいることから、いかに高齢化が急速に進行したかが伺える。また、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口は、30,821人で今後3万人を割り込む可能性がある。

第1次産業の農業については平成2年に4,672戸あった総農家戸数が年々減少し、平成17年には3,432戸となっている。内訳では平成2年に971戸あった専業農家は、平成17年には933戸と横ばい状態だが、平成2年に2,783戸あった兼業農家は、平成17年には1,567戸と確実に減少の一途をたどっている。就業年齢層も60歳以上が79.2%に達しており、高齢化、若年層の

農業離れ、農業労働力の弱体化が進んでいる。

企業の進出や第1次産業従事者からの流入などで、順調な伸びをみせていた第2次産業も平成12年度には、景気低迷の影響からか、減少に転じ現在に至っている。

第3次産業は、本市の就業人口の大半を占め、そのうち小売業では個人経営の小規模店舗は影を潜め、郊外の大規模店舗による雇用増のほか、少子化・男女雇用機会均等法の施行・男女共同参画による女性の社会進出も第3次産業が大きく成長した要因のひとつと考えられる。

今後の産業形態の動向として、旧市町では第2次、第3次産業は微増あるいは横ばい状態が続くものと予想されていたが、平成20年以降の不況の影響は大きく、本市においてもその影響は顕著に現れている。第1次産業については、減少・衰退していくものと思われる。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率								
総数	56,404	12.4	49,405	13.2	42,905	8.3	39,343	2.6	38,310	2.6
0歳～14歳	21,048	27.2	15,330	30.5	10,659	23.1	8,192	9.8	7,387	9.8
15歳～64歳	31,369	5.8	29,542	7.7	27,256	6.5	25,496	3.7	24,556	3.7
うち15歳～29歳(a)	10,657	16.4	8,907	14.6	7,604	10.8	6,786	9.8	6,118	9.8
65歳以上(b)	3,987	13.7	4,533	10.1	4,990	13.3	5,655	12.6	6,366	12.6
(a)/総数 若年者比率	18.9	-	18.0	-	17.7	-	17.2	-	16.0	-
(b)/総数 高齢者比率	7.1	-	9.2	-	11.6	-	14.4	-	16.6	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	37,483	2.2	36,146	3.6	35,007	3.2	33,508	4.3	31,499	6.0
0歳～14歳	7,073	4.3	6,223	12.0	5,459	12.3	4,661	14.6	3,957	15.1
15歳～64歳	23,314	5.1	21,610	7.3	19,946	7.7	18,345	8.0	16,791	8.5
うち15歳～29歳(a)	5,152	15.8	4,598	10.8	4,377	4.8	4,133	5.6	3,612	12.6
65歳以上(b)	7,096	11.5	8,311	17.1	9,602	15.5	10,495	9.3	10,749	2.4
(a)/総数 若年者比率	13.7	-	12.7	-	12.5	-	12.3	-	11.5	-
(b)/総数 高齢者比率	18.9	-	23.0	-	27.4	-	31.3	-	34.1	-

表 1 - 1 ( 2 ) 人口の推移 ( 住民基本台帳 )

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 21 年 3 月 31 日		
	実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	増 減 率	実 数	構 成 比	増 減 率
総 数	人 34,112	-	人 32,445	-	% 4.9	人 30,821	-	% 5.0
男	15,701	% 46.0	15,011	% 46.3	4.4	14,202	% 46.1	5.4
女	18,411	% 54.0	17,434	% 53.7	5.3	16,619	% 53.9	4.7

表 1 - 1 ( 3 ) 産業別人口の動向 ( 国勢調査 )

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 27,232	人 23,895	% 12.3	人 22,564	% 5.6	人 19,935	% 11.7	人 19,560	% 1.9
第一次産業 就業人口比率	% 68.5	% 62.4	-	% 58.8	-	% 49.4	-	% 38.3	-
第二次産業 就業人口比率	% 8.8	% 11.3	-	% 11.2	-	% 16.8	-	% 22.9	-
第三次産業 就業人口比率	% 22.6	% 26.2	-	% 30.0	-	% 33.6	-	% 38.8	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率								
総 数	人 18,513	% 5.4	人 17,681	% 4.5	人 16,894	% 4.5	人 15,777	% 6.6	人 14,800	% 6.2
第一次産業 就業人口比率	% 33.7	-	% 27.0	-	% 23.0	-	% 20.2	-	% 20.3	-
第二次産業 就業人口比率	% 26.2	-	% 30.5	-	% 31.7	-	% 29.4	-	% 25.5	-
第三次産業 就業人口比率	% 40.0	-	% 42.5	-	% 45.3	-	% 50.4	-	% 54.1	-

### (3) 行財政の状況

392.36 k m<sup>2</sup>の広い行政区域を抱える本市では、地域住民への迅速かつ細やかな行政サービスを行うため、旧大口市役所と旧菱刈町役場を同格の庁舎とし多種多様な市民の要望に答えている。

社会情勢の急激な変化に伴う行政需要の増大、かつ複雑多岐、高度化する事象に能率的、効率的に対応できる行政運営を展開させるため、行政機構も時代に即した見直しを図りながら、新設・統廃合を行ってきた。本市は、自主財源が乏しく7割超を依存財源に頼っている。その中でも4割を占めている地方交付税(普通)は平成12年度の約67億1千万円から平成20年度には約50億9千万円と2割強減少している。平成27年度までの合併算定替による特例はあるが、それ以降は段階的に5年間で削減される。

今後、多様な行政ニーズへの対応から財源の確保が求められるものの、上記のように地方交付税は減少することが予想されること等から、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられ、中長期的な財政運営を考えた場合、財政構造の硬直化、一般財源の不足が予想される。

こうした厳しい状況の中にあっても市は、行政サービスの提供に支障がないようにすることが望まれており、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政体制を確立する必要がある。

広域行政においては、始良伊佐圏内で、介護保険制度による要介護認定事務のほか、火葬場・消防・ごみ処理などの一部事務組合を設立し、業務を共同処理している。県際交流圏域においても、同一の計画・目標を掲げ、地域の振興・発展を目指し、歩調を合わせた取組みを推進している。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成20年度
<b>歳入総額 A</b>	19,139,388	14,970,855	15,407,891
一般財源	11,257,310	11,391,278	9,825,036
国庫支出金	2,682,081	1,415,992	1,216,617
都道府県支出金	1,170,678	901,922	961,879
地方債	1,972,600	474,183	815,100
内過疎債	462,500	226,400	120,400
その他	2,056,719	787,480	2,468,859
<b>歳出総額 B</b>	18,728,476	14,607,058	14,884,300
義務的経費	7,976,249	6,935,230	7,324,205
投資的経費	4,903,346	1,846,639	1,756,283
内普通建設事業	4,805,081	1,668,291	1,676,663
その他	5,226,802	5,168,745	5,258,094
過疎対策事業費	622,079	656,444	545,718
歳入歳出差引額 C(A - B)	410,912	363,797	523,591
翌年度へ繰越すべき財源 D	31,656	36	51,273
実質収支 C - D	379,256	363,761	472,318
財政力指数	0.29	0.34	0.37

公債費負担比率	17.7	17.9	17.6
実質公債費負担比率		17.7	17.0
起債制限比率	9.4	10.4	10.4
経常収支比率	90.3	90.7	93.8
将来負担比率			102.2
地方債現在高	18,556,374	18,259,275	15,712,137

表 1 - 2 ( 2 ) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 45 年 度末	昭和 55 年 度末	平成 2 年度 末	平成 12 年 度末	平成 20 年 度末
市 道	改良率 ( % )	21.3	40.5	52.8	60.7	63.1
	舗装率 ( % )	8.5	80.3	77.8	83.2	84.1
耕地 1ha 当たり農道延長 ( m )	(旧大口市) 63.8	72.8	84.0	67.9	76.0	
	(旧菱刈町) 48.0					
林野 1ha 当たり林道延長 ( m )	(旧大口市) 1.3	3.5	6.7	7.9	8.4	
	(旧菱刈町) 16.9					
水道普及率 ( % )		31.8	48.8	57.9	73.7	82.6
水洗化率 ( % )				7.7	38.9	43.9
人口千人当たり病院, 診療所の 病床数(床)	(旧大口市) 21.0	26.3	33.4	35.6	29.2	
	(旧菱刈町) -					9.6

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

目標将来像である「大地の恵みを 人が奏(かな)でる だれやめの郷(さと)」をもとに、新市が抱える諸課題を踏まえた、目指すべきまちづくりの基本方向として、「創意工夫により協働で創るまちづくり」、「地域力を活かした地域産業づくり」、「自然と共生する快適な生活空間づくり」、「誇りと生きがいをもつ心豊かな人づくり」の4項目を設定し、それらを実現するための政策分野別の基本方針を次のように設定し、地域の自立を目指す。

##### 「多様な主体の協働によるまちづくり」

行政情報を市民と共有し、市民の意思が尊重される公平なまちづくりを進め、市民と行政のパートナーシップの確立を推進する。

各種コミュニティについては、これまで培ってきた地域活動に加え、新たな自治活動を担う主体として創設・再編や育成・醸成を図る。

また、あらゆる人権問題に対して学校や地域などで人権教育・啓発に積極的に取り組み、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、自発的な啓発活動を行う環境づくりを推進する。

男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画の環境づくりのため、行政、市民、事業者等の責務と役割を明確にしながら、男女共同参画社会の形成のための施策を推進する。

##### 「時流にあった行財政基盤づくり」

限られた人的資源や財源を有効かつ最大限活用し、効率的で効果的な行政経営の視点に立った改革を実施する。

柔軟で効率的かつ機動的な組織機構の確立を図るとともに、実務能力と企画開発能力等を備えた職員を育成し、時流に対応した行政運営を目指す。

徹底した情報公開をはじめ、多様な情報技術を活用し、行政情報や地域情報などを共有できる風通しのよい情報体系の確立を図る。

##### 「新たな価値を生み出す地域産業づくり」

伊佐の特性を活かし、「食と食文化」をキーワードに生産からサービスまでを総合的に捉えた地域総合型産業として一体的な取組みを行う。

第1次産業においては、時代に対応した経営体系づくりを図り、安心・安全を確保するための取組みを推進するとともに、環境保全型による“人に優しい”“個性豊かな”モノづくりを支援する。特に、伊佐ブランド化の確立を目指し、戦略的な生産・販売・PRに取り組む。

第2次産業については、地場企業との連携強化による成長支援、優良な企業の誘致に努めるとともに第1次産業との連携による新たな取組みを支援する。

第3次産業において、消費者の多様なニーズに対応した商業機能確保のためのにぎわいづくりを推進し、特に地域の食材や食文化を活かした取組みを支援する。

観光については、自然や文化、温泉、産業資源などさまざまな地域資源を活用したツーリズムの開発や広域連携によるメニューの充実を図り、新たな観光の展開を図る。

### 「安全で快適な生活空間づくり」

ハード面の整備と併せ、地域防災計画の作成、防災意識の高揚、自主防災組織の確立等により迅速に対応できる消防・防災組織体制の強化を図る。

交通安全や防犯などの地域安全対策を推進し、地域ぐるみで安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

自然環境の保全や景観の保全を重視し、生活環境の確保と健全な発展を目指して、秩序ある計画的な土地利用を推進する。

ユニバーサルデザインに基づく生活基盤整備を図り、民間活力などを取り入れた公営住宅の環境改善や自然との調和を図った公園・緑地の整備、人に優しい道路環境づくり、幹線道路などの効率的・計画的な整備の推進など安全で快適な住環境づくりに努める。

### 「自然と調和した潤いのある環境づくり」

森林や河川環境の保全について、広域的な取組みと市民、民間団体、事業者、行政の協働により、多様な機能を生かしながら環境保全を図る。

山や川に親しむ活動を通じて、自然景観や生態系の保全のための意識啓発に努め、自然と共生するまちづくりを推進する。

市民運動として省エネルギーの普及・促進に積極的に努めるとともに、限りある資源を大事にするまちづくりを目指し、分別の徹底などを図りながら、ごみ発生の抑制や減量化、再資源化への取組みを促進する。

不法投棄の防止や産業廃棄物問題をはじめ個別の地域環境対策、排水・し尿などの処理についても適切に対処し、市民団体等との環境美化活動などと併せて快適で美しい環境づくりを推進していく。

### 「ともに支える明るい元気な人づくり」

市民がいいきと健康に日常生活が送れるよう主体的な健康増進や疾病予防を喚起・支援するとともに、公衆衛生の観点から感染症の予防・啓発に取り組む。医療機関等との連携を図り、医療・救急医療と併せ充実した保健・医療体制の確立に努める。

高齢者、障がい者をはじめとして誰もが健康で、生涯現役で生きがいを感じられるような福祉施策により、社会参画に向けた自立支援を図る。

少子化や核家族化が進行する中であって、乳幼児医療や子育て支援などの施策により地域の宝である子どもを安心して産み、育てやすい子育ての環境整備に努める。

地域の特性に応じた保健・医療・福祉の連携によるきめ細かな支援を展開するとともに、市民自らがお互いに支え合い、助け合う体制づくりなど地域福祉の推進を図る。

### 「地域と学び未来に生かす人づくり」

未来を担う子どもたちの、心身ともに調和のとれた「生きる力」と「豊かな感性」をもつ人材の育成を目指し、多様な教育の推進を図るとともに、教職員の資質向上、適切な教育環境の整備などを通じて地域社会に開かれた学校づくりを推進する。

青少年の健全育成のために家庭や地域と一体になって、地域行事や体験学習などを通じ「地域を学び、地域に学ぶ」次代を築く人材を育成する。

誇りと生きがいにつながるような生涯学習機会の創出や、それぞれの体力や年齢に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに努め、市民サークル、NPO、コミュニティスポーツクラブなどの創出・育成を図りながら、豊かで活力のある生涯学習・生涯スポーツの振興を目指す。

市民参画による多様な文化事業の企画・実施を通して、質の高い文化芸術にふれあえる場をつくとともに、自らが日常において主体的に文化芸術を体感することができる地域を目指す。

これまで育んできた伝統文化を、地域固有の文化として次代へ大切に保存伝承するとともに、貴重な歴史的・文化的遺産の保存・活用に努める。

人が学び、活性化するために、世代間や異業種での交流、地域間交流や国際交流、地域特性を活かした多様な交流の機会の拡大に努め、“社会の流れと地域の流れ”を感じとり、新たな発想で地域を築く人材の育成に努める。

#### (5) 計画期間

この計画は、過疎地域自立促進計画として平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6箇年間とする。

## 2. 産業の振興

### (1) 現況と問題点

本市の農業は、内陸高原盆地型の温度差の大きい気候が育む「おいしい伊佐米」の栽培を中心に「米と畜産」「米と葉たばこ」という複合営農形態に加え、これまでの水田農業構造改革対策による転作面積の増加に伴い、ネギ・カボチャ・大豆といった野菜栽培を新たに含めた営農形態へと変わりつつある。収益面からすると価格変動はあるものの野菜栽培が水稻栽培を上回る状態ではあるが、産地化・ブランド化・安定した供給量の確保までは至っていない。米の生産調整や農産物等の価格低迷、産地間競争の激化、後継者不足による農業就業者の高齢化から小規模兼業農家の離農現象は、次表の数値が示すとおり、ますます進行するものと予想される。

(農業センサス)

年次	総農家数	農家人口	農業就業者数	60歳以上 農業就業人口
平成2年	4,672戸	15,507人	5,173人	2,879人
平成7年	4,125戸	13,026人	4,369人	2,940人
平成12年	3,756戸	11,806人	4,003人	3,033人
平成17年	3,432戸	9,826人	3,618人	2,864人

平成17年における60歳以上の農業就業者は全就業者の79%を越え、労働力の不足をきたし機械に頼らざるを得ない営農状況にある。経営規模別にみると小規模農家数は減少しているが、300a以上の経営耕地面積を有する農家は増加の傾向にある。これは認定農家などの担い手農家への利用集積が進捗していることによる。

畜産農家については、全体としては飼養戸数は激減しており、飼養頭数も減少傾向にある。今後は高齢化や後継者不足により飼養戸数、飼養頭数ともに減少していくことが予想される。また、家畜排せつ物に関する法律が施行されており、耕畜連携などの環境保全に重点をおいた経営体の育成が緊急な課題となっている。

今後とも農業の維持・発展を図るためには農家の意識改革も含め農業構造と農業経営の質的改善・切り替え、消費者ニーズに沿う畜産農家とタイアップした特別栽培米の生産拡大、水稻と転作作物とのバランスのとれた作付け、耕地利用などに取組む必要がある。

広大な林野面積を持つ本市の林業は、総土地面積392.36k㎡、林野面積280.19k㎡、林野率71.4%である。私有林面積は、151.08k㎡、林野面積に対する私有林率は、53.9%であり、県平均は74.1%である。人工林は私有林の占める割合が非常に低くなっており、ヒノキ・スギが中心である。35年生以下の保育除間伐等を必要とする林分が29%以上を占めているが、作業路網の整備の遅れから、木材生産機能、公益的機能の低下している林分が多い状況である。

また市内全域において過疎化による後継者不足、山林所有者の高齢化等から放置森林が目立つようになり、これらの整備も含めた森林整備体制として各地域別に森林施業団地を設定し、森林組合、林業事業体、森林づくり推進員により推進にあたっている。林業経営の近代化としては、林業・木材産業構造改革事業をはじめとする諸補助事業により高性能林業機械・特用林産物生産施設を整備しつつあるが、生産基盤の拡充及び労働条件の改善は他市町村に比べて立

ち後れの感があり、機械化による労働負荷の軽減、社会保険制度や林業退職金共済制度への加入などを従前にも増して促進する必要がある。特用林産に関しては、木炭・椎茸・早掘たけのこ・自然薯等が担い手不足や生産基盤の整備不十分であることから生産が伸びていない。

農業の基盤であるほ場整備が白木地区を最後に平成 16 年度で終了し 3,029ha の水田が整備され、目標整備量の 89.1%となっている。一部では畑作物への転作に支障がある水田や老朽化したかんがい用水施設など整備が必要な箇所も残されている。また、ほ場整備後十数年経過した区域内農道で損傷が激しい未舗装路線があるため、整備が急がれる。土地利用率は、米の生産調整の影響や高齢化の進行により、減少傾向にあり、担い手への農地利用集積に積極的に取り組む必要がある。市内の羽月川水系には魚道が未整備となっている施設があり、遡上・降下等を行う魚類に与える影響が大きいため、河川の生態系の保全の観点からも魚道の整備が必要である。

内水面漁業は、零細な業者が多いが、コイ・マスを主に鶴田ダム湖から採捕するアユの稚魚も県内外に出荷されている。また、外来魚駆除により内水面漁業の経営の安定化を図る必要がある。

地場産業については、酒造業を除き 20 人以下の零細事業所が多く、業種別では卸・小売業・サービス業・建設業が主なものである。

企業については、既に IC 関連事業・金属鉱業・食肉製造業・繊維製造業などの進出があり、地域経済の振興の一翼を担っている。また、若年・Uターン・Iターン労働者の確保と定住促進を図るための企業誘致については、企業の海外進出等もあり近年実現に至っていないため助成制度の柔軟な対応が必要となってきた。地場企業についても地域密着型で長期的操業が行われるよう支援していくことが課題である。

商業については、旧大口市中心商業地を含む市街地一帯の区画整理で、環境の整備は終わったものの、経営者の高齢化・後継者不足から廃業が増加している。一般住宅や空き地、空き店舗、駐車場が混在し、商店密度が低く、魅力と賑わいに欠けつつあり、旧菱刈町商店街も同じ傾向にある。また、郊外の主要幹線道路沿いに新しい業態の大型店舗が相次ぎ出店したため、中心商店街への客の吸引力は極めて低く、久七トンネルの開通により人吉市側からの購買者は若干増加傾向にあるものの、総体的には郊外への購買力の流出が予想される。

観光については、観光客の形態が従来の団体型から家族やグループといった個人型にシフトしつつある中で、観光ニーズも見る観光から自然に感動する心の満足を求めるものや体験メニューといった志向に変わりつつある。

本市は、優れた自然、観光資源に恵まれているものの、滞在型の観光コース、体験メニューが確立されていないため、その資源を活かしきれていない。平成 16 年に九州新幹線の一部開業や国道 267 号久七トンネルが開通し、さらに、平成 23 年に九州新幹線が全線開業することで、交通体系が大幅に改善され、九州北部・中部地域からの日帰り旅行圏内になることから、今後は熊本・宮崎県とも連携を図りながら特色ある観光ルートの構築と滞在型観光地づくりに取り組む必要がある。特産品としては米・焼酎・黒豚が定着しているが、一次産品を原料とする消費者ニーズに添った 2 次加工・3 次加工品の開発に取組み、6 次産業化を図りつつ、流通・販売の新規開拓・ブランド化推進に取り組む必要がある。

## (2) その対策

農業振興策として生産性の高い農業経営を目指して、集落営農の団地化・共同化を推進するとともに、認定農家や大規模農家への土地集積・品種の統一や農作業受委託生産体制システムの確立、カントリーエレベータ利用促進による品質の向上などにより特別栽培米を主体とした伊佐米の銘柄確立及び産地間競争に対抗できる米づくりを推進していく。また、水田を活用した米以外の作物の産地づくりを図るため戸別所得補償制度等を活用して既存の園芸作物、野菜・花きなどの生産拡大、集出荷販売体制を整備する。

畜産については、農家戸数・飼養頭数の維持を図るためヘルパー組織等の機能強化による高齢者対策を講じるとともに、関係機関・団体一丸となった推進指導体制のもと、中核農家の育成、低コスト化による経営合理化を推進する。また、産地間競争に打ち勝つために高品質の畜産物を安定的に供給できる産地づくりを進める。畜産環境対策については、家畜排泄物を集約的に処理する広域堆肥センターを活用し、堆肥の有効活用を図り環境保全型農業の確立に努める。

林業の生産振興及び基盤整備として、生産面では、林業、木材産業再生プランによる木材の安定供給体制づくりや生産・流通・加工の各段階におけるコストダウン等を促進する。施業面では、森林の集約化と低コスト効率施業の推進を行うことにより、林業収益の向上を図る。また、林道・作業路等の基盤整備を図る。特用林産に対する取組としては、木炭・椎茸・早掘たけのこ・自然薯の生産基盤整備や担い手の育成・確保等を行い、生産拡大を図るとともに消費拡大に向けた活動を推進する。また、間伐材を利用した木材工芸品・山菜・薬草、豊富な竹林を生かした特産品開発などの新分野の開拓を推し進める。農林水産物や生活環境等への鳥獣被害を防止するため、計画的な有害鳥獣の駆除を実施し、処理については既存の処理施設の充実に努めるとともに利活用を促進する。

戸別所得補償制度により農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、ほ場整備区域内農道の舗装整備や農業用水路等の整備を推進し、農作業の効率化を図る。また、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農地・水・環境保全向上対策に取組み、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を推進する。

企業立地等の対策として、新規企業誘致と地場企業の成長支援、起業の促進を主眼に置き、施策を進める。新規企業誘致としては、特に農業を基幹とする食関連の地域産業づくりに深く寄与する食料品製造業などの特定業種の誘致を強化する。また、地場企業の成長支援としては、地場企業間のビジネス連携による相乗効果を期待し、企業間のコーディネートを行なっていく。また、投資拡大に向けて増設や新分野へのチャレンジなど支援する範囲を拡大し、雇用の拡大を図っていく。

起業の促進については、NPO や法人設立等による起業や、業種転換による新分野操業などを一定分野について支援することとし、各種助成や研修等の情報提供や起業における相談等を行っていく。

商業振興策としては、商店街の現状把握・診断・指導事業及び起業家の養成を民間との協働により展開していく。

観光地・観光施設の整備方針として、県域を越えた隣接市との連絡会議などを活用し、広域

観光ルートづくりを進めるとともに、鹿児島県が策定した「奥薩摩・水と緑の郷づくり構想」のプランに歩調を合わせ、曾木発電所遺構の保存・活用、曾木の滝公園のリニューアルなど、曾木の滝周辺の整備を進める。また、湯之尾滝上流の川内川エリアを利用したカヌー施設やパークゴルフ場、楠本渓流公園や十曾池をはじめとする自然資源を活かした観光地づくりを進める。さらに、昨今の観光ニーズに対応するため、本市の基幹産業である農林業を取り込んだ農業体験や農家民泊など、体験型観光の受け入れ体制づくりを進めるほか、各種イベントなどの実行委員会に対し支援をしていく。

また、下殿地区のヘリポート公園（緑地公園）を整備・充実し、市民の憩いの場として多様な利用を図っていく。

観光と絡めた特産品開発については、開発グループ・団体の育成に努める。市内の加工施設を活用し、地場産品を使った特産品の開発のため、加工技術の向上を図っていく。また、特産品の販路の拡大については、鹿児島市内の大型商業施設・百貨店などの物産展やインターネットの活用を進めていく。

伊佐地区産業活性化協議会が取り組んでいる地域雇用創造推進事業、雇用創造実現事業により既存産業の活性化はもちろんのこと、新分野進出支援事業として養成講座の開催や技術者養成の取組みを推進することで、市内業者等の新分野への円滑な事業展開と雇用機会の創出を図っていく。また、農業を志すU・Iターン者の確保のための施策や地域産品を活用した特産品生産事業などを推進していく。

### （３）計画

事業計画は、次のとおりとする。

#### 事業計画(平成22年度～平成27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(1)基盤整備 農業	県営経営体育成基盤整備事業 (農林業資金償還補助)	市	
		農業用河川工作物応急対策事業 牛ノ子地区	県	
		中山間地域総合整備事業 K A M伊佐地区(集落路整備)	県	
		農地水環境保全向上対策事業	市	
		農山村漁村活性化プロジェクト支援交付 金事業	市	
		ため池等整備事業(奥牟田地区)	県	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		ため池等整備事業(祇園地区)	県	
		ため池等整備事業(木崎上地区)	県	
	林業	流域公益保全整備事業	市	
		森林整備・林業木材産業活性化推進事業	市	
		森林づくり推進員活動事業 間伐の促進	市	
	(3)経営近代化施設	経営体育成交付金事業	市	
	農業	農業・農村活性化推進施設等整備事業	市及び 生産組 合等	
	(5)企業誘致	企業誘致対策事業	市	
	(6)起業の促進	地域産業活性化事業	市	
	(7)商業 その他	商工会育成事業	市	
		商工振興資金利子補給事業	市	
	(8)観光又はレクリエーション	ヘリポート公園(緑地公園)整備事業	市	
		新曽木大橋駐車場整備事業	市	
		水力発電資料館建設事業	市	
	(10)その他	緑資源機構造林管理事業	市	
		麴用米生産拡大事業	市	
中山間地域等直接支払交付金		市		
農業公社運営事業		市		

### 3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

本市は、熊本、宮崎両県の県境に位置し、また国道3路線(267、268、447号)が交差する広域交通の要衝となっているが、県境付近は交通の難所となっている。平成16年4月に久七トンネルが開通したことにより、人吉方面への交通アクセスが改善され、宮崎県との橋渡しとなる国道447号については、大口・えびの間のトンネル工事に関する調査が進められている。

広い面積をもつ本市にとって、市道の整備は集落間の連絡道として、また産業道路として地域に不可欠なものとなっている。現在、本市の道路の改良率は63.5%、舗装率は84.9%(平成19年公共施設状況調査)であり、今後一層の整備と維持管理を図っていく必要がある。また本市は、農林業を基幹とした地域となっているが、その振興を図っていくうえで、農道、林道の整備は最重要課題と位置付けられている。

近隣の主要市や空港などの公共交通施設を結ぶ地域公共交通は、自家用車利用の影響による鉄道廃止やバス路線の一部廃止に伴う路線の減少などにより市民の利用に影響が出ている。そのため水俣 空港間の高速バス運行に係る費用負担や国等の補助制度に基づく運行補助を行っている。

また、高齢化が進むなか、市内を運行する公共交通機関の確保は、移動を制約される交通弱者に対して大きな問題となっている。現在は、大口区域では、バス運行廃止された山間部路線を市が代替バス事業として民間委託し運行を続けている。また、菱刈区域では、「市民バス」を運行し、対応しているところであるが、運行のあり方を含めて新たな対応策が急がれている。

情報化及び地域間交流の促進については、通信基盤の未整備部分も多いが、人的な面からの情報収集や交流推進は進められている。これまでの職員派遣による国・県との連携や広域での様々な交流、また、地理的状况を生かした他県との県際交流などがなされ、情報収集や交流推進が図られている。

#### (2) その対策

久七トンネルが開通したことで、県内外からの交通の増大が見込まれることから木之氏バイパス(新町線)や中央線の道路交通体系の整備を進める。また、交通安全と観光地づくりの観点から曾木大橋の架け替えを含む県道鶴田大口線や国道447号県境トンネルを含む青木バイパス及び県道南浦築地線の早期整備について、広域圏の計画等を考慮しながら、引き続き国・県等と連携を図り、積極的に推進していく。

市道については、国・県道への連絡道として年次計画的に改良、舗装を推進してきたところであるが、今後とも集落間を結ぶ幹線道路の整備等を中心に生活道路の改良促進を図り、住民生活の向上に努めることとする。

農道については、複合農業の推進を図るにあたって農産物販路の確保や生活向上、機械農業への対応に努めていくために、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業等により整備していく。

また林道については、生産性の高い林業地帯の形成を図るためにも林業基盤整備を推進する必要がある。基幹林道の整備促進や作業路、集材路の開設・改良舗装を計画的に実施していく。

平成23年3月に九州新幹線が全線開業するが、本市へ多数の訪問者を招き入れるためにもバス路線の充実や他路線の恒久的運行を維持するため市民利用促進に努める。

また、市内を運行する公共交通機関の確保については、市内中心部と市内各地区を結ぶ代替バス路線や市民バスの運行を図っているが、地域公共交通を総合的に見直し、新たな交通体系を確立していく。

災害時の情報伝達については、防災関係者からの災害情報を迅速かつ的確に地域住民に伝えるために、伊佐市防災計画に基づき計画的な防災対策を展開し、適切な施設整備を推進していく。その他交通安全整備については、道路の危険箇所道路反射鏡などを計画的に設置していく。

情報化については、情報通信技術の急速な進展により、新たな高度情報システムの利用を図っている。行政分野では、ICTの活用により、市民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることを目的に、電子申請の推進、業務システムの最適化、システムの共同利用を着実に進めていくほか、行政運営に関する情報を市民がわかりやすく知ることができるようホームページ等の拡充に取り組んでいく。

地域の情報化は、日常生活はもとより、保健、福祉、教育、文化、産業など公共サービスのあらゆる分野で利便性を高めるため、ブロードバンド基盤の整備や、携帯電話などの移動通信用伝送路施設整備を進めるとともに情報化に対応できる人材の育成に努めていく。地域間交流については、地域間連携を深める交流や地域の活性化につながる異分野交流などを推進し、県内の広域圏、流域連携、地域間連携、また県際交流をさらに密なものとして各分野において多方面で有効に活用していく。また、都市農村交流や各テーマ別交流などの地域間交流を促進していく。

### (3) 計画

事業計画は、次のとおりとする。

#### 事業計画(平成 22 年度～平成 27 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信 体系の整備、情報化 及び地域間 交流の促進	(1) 市町村道 道路	田代線(改良・舗装) L=760m、W=7m	市	
		重留青木線(改良・舗装) L = 450m W = 7.0 m	市	
		大道下青木線(改良・舗装) L=1100m、W=7m	市	
		田中青木線(改良・舗装) L = 120m W = 6.0 m	市	
		諏訪下・肘曲線(改良・舗装) L=340m、W=6m	市	
		新川新拓線(改良・舗装) L = 360mW = 7.0m	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		菱刈重留線(改良・舗装) L=150m W=7.0m	市		
		徳辺湯之尾線(改良・舗装) L=100m W=7.0m	市		
		田中楠本線(改良・舗装) L=200m W=6.0m	市		
		曾木ノ滝下荒田線(改良・舗装) L=620m W=7.0m	市		
		戸切線(改良・舗装) L=200m W=7.0m	市		
		花北4号線(改良・舗装) L=200m W=5.0m	市		
		下手城下線(改良・舗装) L=500m W=7.0m(L=1200m)	市		
		井立田上場線(舗装) L=1000m W=5.0m	市		
		十曾線(改良・舗装) L=1010m W=5.0~7.0m(L=3000m)	市		
		大田3号線(改良・舗装) L=223m W=5.0m	市		
		市単独維持補修工事 (側溝整備、舗装補修)	市		
		県道整備事業(改良・舗装)	県		
		(2)農道	受託農道管理事業(広域農道)	市	
			農道維持管理事業(曾木宮人線) (改良・舗装)L=70m w=7m	市	
		(3)林道	林道舗装山神線 L=800m、W=3m(L=3500m)	市	
林道舗装西ノ山線 L=1200m、W=4(L=4000m)	市				
森林管理道久七峠線 開設 L=3662m、W=4m 2号支線 L=380m、W=3.5m	県				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(5)電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 その他の情報化のための施設	携帯電話等エリア整備事業	市	
		地域情報通信基盤整備推進交付金事業	市	
		ブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業	市	
	(9)地域間交流	県際交流事業	市	
	(10)過疎地域自立促進特別事業	県際広域バス対策事業	市	
		バス路線廃止地域運行対策事業	市	
		市民バス運行事業	市	
		バス路線廃止対策事業	市	
		生活交通路線維持事業	市	
		地域公共交通対策事業	市	
	(11)その他	情報発信拠点施設の設置事業	市	
		交通安全施設整備事業 (ガードレール、カーブミラー設置)	市	

#### 4．生活環境の整備

##### (1) 現況と問題点

本市の水道普及率は平成 20 年度末で 82.6%と、県平均と比較して約 14.1 ポイント低い水準にある。これは行政区域が広く上水道施設の設置が困難な山間地域で自家水道が多いことにあり、給水収益も伸び悩んでいる。また、近年の生活様式の向上、多様化する水需要に備えた水源確保、水質管理、老朽施設の改良・更新等に加え、今後の水源開発、老朽管更新事業等に対する財源措置が必要であるとともに、より効率的な事業経営による利用者への質の高いサービスの提供が求められている。

環境を取り巻く問題は、年々厳しいものとなり、とりわけ廃棄物行政については最重要な課題となっている。ごみ処理については、ごみが多種多様となり、その量は増加の一途をたどっており、ごみの減量化・リサイクルの推進が急務となっている。このような状況の中で 2 市 1 町で構成する「伊佐北始良環境管理組合」と「大口リサイクルプラザ」を有効に活用し容器包装リサイクル法に基づく再商品化をはじめ、資源の有効利用を推進し管理型一般廃棄物最終処分場の延命化を図っている。また、分別収集を市民にも呼びかけ、現在 9 種類の分別をお願いしているが、ごみのリサイクルについて以前よりも理解が深まっているものの、まだ完全に分別がなされていない状況である。一方、ごみ焼却については、「伊佐北始良環境管理組合」で建設された焼却施設を利用し、平成 15 年度より処理している。

し尿処理については、「衛生センター」で適正な処理を行っているが、建設から 30 年以上経過しており、更新が必要な時期となっている。また、水質汚濁の 7 割は生活雑排水が原因といわれており、その対策として経済性・効果発現の迅速性に優れた「小型合併処理浄化槽設置事業」を推進している。

また、菱刈中央・菱刈北部・平出水地区を対象に整備された農業集落排水施設は、生活雑排水及びし尿の浄化を行っている。

防災・救急については、伊佐湧水消防組合による広域消防を軸に共同処理している。

常備消防による消防施設等は年次計画により更新を行っているが、消防ポンプ自動車等の老朽化が著しく、緊急車両としての走行性・ポンプ性能の低下が危惧され、故障の頻発により十分な機能を発揮できない状態にある。

救急体制として大口消防署に 2 台（うち高規格救急車 1 台）、南消防署に 1 台（高規格救急車）、各分遣所に各 1 台、計 6 台の救急車を配備している。

非常備消防については、常備消防の補完体制として、機材器具の充実を図るとともに団員の確保対策が必要である。最近では、防災に対する関心や地域における役割の認識も深まり、市職員の入団も相次いでいる。

昭和 26 年にスタートした住宅建設は、老朽化した住宅も多くなり、町並み景観の観点からも計画的に立て替えなどの整備が必要である。また、近年、市街地周辺へ人口が集中する傾向にあり、その影響により過疎化の進行が著しい地区があることから、公営住宅の建設にあたっては人口分散・適正配置を勘案した整備が必要である。定住促進の観点から U I ターン者等のニーズにあった魅力ある住宅の整備や空き家の活用を図っていく。

## (2) その対策

水道事業は、利用者に安全な水を安定的に継続して供給し、その料金をもって経営することを基本方針としている。

本市の水道事業は、今後の給水人口の推移、市街地への給水人口の集中化に配慮しつつ、誘致企業への安定給水の必要性等を勘案し、水源・水質の維持確保・施設の新設・改修等を進めるとともに、多様な利用者ニーズに応えながら経営効率化を目指す。

ごみ処理については、従来の事業を継続していくほか、ごみの減量化・資源化を図るため、ごみの分別収集の徹底を図る。また、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「家電リサイクル法」、平成17年1月から施行された「自動車リサイクル法」に基づき適正な対応を図る。

し尿処理については、汚泥再生処理センター施設整備事業を年次計画に基づき実施し、平成30年度に新施設の稼働を目指す。

ごみ焼却については、管理型一般廃棄物最終処分場として平成15年4月から本格稼働した伊佐北始良環境管理組合の焼却施設において、ガス化溶融処理によるスラグの再資源化を図り、焼却灰等の減少に努め、延命化を図る。

農業集落排水事業については、加入促進を含め、適正な維持管理を図る。

消防施設については、年次的に消防機材器具の充実を図っていく。消防体制の整備として、高齢者等災害時要援護者対策の促進など自主防災組織の育成を図り、災害危険箇所の掌握・点検・周知徹底や広報活動による市民防災意識の高揚も重点事項として推進していく。また、消防団員の確保については、あらゆる職種に理解と協力を求めるとともに女性消防団員の活用も検討していく。

救急業務については、医師会や医療機関との連携による休・祭日や夜間における救急医療体制の充実、救急救命士の養成・確保、市民を対象にした救急車到着までの応急処置等についての普及活動を推進する。

住宅については、環境に配慮した適正な住宅管理を進める。住民の生命・財産を保護するため、がけ地近接等危険住宅移転事業を引き続き推進する。

UIターン者等に対する定住促進対策として、田舎暮らしの希望者に、一定期間、田舎暮らしの体験をしてもらう「移住体験住宅」や定住を目的とした空き家の改修者に対する「空き家活用補助」などの事業を行う。

(3) 計画

事業計画は、次のとおりとする。

**事業計画**(平成 22 年度～平成 27 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境 の整備	(1)水道事業 上水道	国道 267 号線(バイパス)配水管 布設工事 100～150 L=1,562m	公営 企業	
		国道 267 号線(旧道)配水管 布設工事 150 L=1,200m	公営 企業	
		国道 267 号線配水管布設工事 堂崎交差点～南中前 100 L=450m	公営 企業	
		県道鶴田大口線(曾木大橋) 配水管添架工事 150 L=250m	公営 企業	
		道路改良に伴う配水管布設工事	公営 企業	
		布計浄水場整備事業	公営 企業	
		山野水源地・浄水場及び配水池整備工事	公営 企業	
		水源地集中監視システム整備事業	公営 企業	
		菱刈水源連絡管整備事業	公営 企業	
		その他配水管拡張・新設及び増径工事	公営 企業	
	大口及び布計水源開発	公営 企業		
	(2)下水処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水事業(菱刈北部地区)	市	
		小型合併浄化槽設置整備事業	市	
(3)廃棄物処理 施設	ごみ処理施設	伊佐北始良環境管理組合事業負担金	市	
	し尿処理施設	汚泥再生処理センター施設整備事業	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(4)消防施設	防火水槽設置	市	
		小型ポンプ(更新)	市	
		消防ポンプ車(更新)	市	
		水槽付消防ポンプ自動車(更新)	一部事 務組合	
		現場指揮車(更新)	一部事 務組合	
		災害対応特殊救急自動車(更新)	一部事 務組合	
		救助工作車・救助用資機材購入(更新)	一部事 務組合	
		位置情報通知システム導入	一部事 務組合	
		デジタル消防救急無線整備事業	一部事 務組合	
		通信指令室部分改修	一部事 務組合	
	(5)公営住宅	公営住宅管理事業	市	
		市営住宅大規模改修	市	
	(7)その他	がけ地近接等危険住宅移転事業	市	
		伊佐北始良火葬場管理組合事業負担金	市	
		太陽光発電システム設置事業補助金	市	
		一般廃棄物最終処分場調査事業	市	
		空き家活用補助金交付事業	市	

## 5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

全国的に 65 歳以上の高齢者人口が増加する中、本市の平成 17 年国勢調査における 65 歳以上の高齢者数は 10,749 人で、本市の高齢化率は 34.1% である。前回国勢調査(平成 12 年)に比べ 2.8 ポイント上昇しており、国・県の平均をはるかに超えている。また、平成 22 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口によると、高齢化率は 35.1% であり、高齢化が急速に進展している。

また、本市においては、戦後の高度経済成長期に大都市へ子どもたちを送り出した親たちが後期高齢者として山間部に点在し、その多くは高齢者の一人世帯あるいは高齢者のみの世帯で暮らしている。できるだけ自立して自宅で暮らしたいと希望する人が多いものの、かつての地域相互扶助の「地域の力」は低下している。交通手段もなく、買い物・通院・社会サービス等にも不便をきたしている。このような現状から本市の高齢者の医療費は特に高く、財政上、大きな負担となっている。また、一人暮らしの高齢者は、その生活不安から施設等入所の希望が多いが、特に養護老人ホームやグループホームについては、待機者が増える傾向にある。このような中、要介護等認定者が増え、認定後の介護度も重度化しているため、介護保険事業における給付費が増加しつつある。

高齢者福祉については、市内の社会福祉法人が設置した特別養護老人ホーム・老人保健施設・デイサービスセンター・ケアハウス・生活支援ハウスを利用した事業が展開されている。

また、「大口いきがい交流センター」や「菱刈総合保健福祉センター(まごし館)」での市社会福祉協議会高齢者配食サービスを利用した高齢者見守り事業や介護予防拠点施設「大口元気こころ館」と各地区に点在する集落の集会場とサテライト方式で結んで、世代間交流・疾病予防教室・介護予防教室を開催し、閉じこもりの防止・介護予防に取り組んでいる。

その他、いきがい対応型デイサービス事業の実施、高齢者コミュニティセンター「高熊荘」の活用や「まごし館」での高齢者入浴サービスなど、生きがいづくり対策も充実してきている。また、高齢者クラブによるスポーツ大会・世代間を超えた学習活動も盛んに行われている。

これからの過疎地域における高齢者の生きがいづくりと社会活動を推進するには、県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動」をはじめ、伊佐市介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づいた地域ぐるみの活動支援や地域の実情に則した在宅介護支援体制の拡充等が必要であり、その正しい理解と認識を深めるための普及啓発活動も重要な役割を果たす。

今後は、高齢者の自立支援、健康の保持増進、介護予防と認知症高齢者対策、地域ケア体制の構築、高齢者の相談窓口の充実、高齢者の積極的な社会参加の促進などが課題として考えられるが、特に、高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法により、「自分の健康は自分で守る」という市民意識の啓発を促すとともに、健康づくりの推進、健康診査や保健指導、検診等を地域医療機関と連携のもと「まごし館」や「大口元気こころ館」を中心に実施し、生活習慣病などの早期発見・治療により健康の維持増進を推進していく必要がある。

また、近年、一人で子育てに悩んだり、育児を放棄するなど、乳幼児健診等において多面的にフォローを要するような問題を抱える母子が増えてきている状況である。

児童福祉の現状として、本市には保育所 14 箇所、幼稚園 2 箇所、幼児学級 1 箇所が設置されている。また、心身に障がいをもつ子どもたちの療育を行う子ども発達支援センターも 1 箇所設置されているが、建築から 38 年が経過し、老朽化が著しい上に通園児数の増加もあり、新たな施設

での対応が必要になってきている。

園児数については、過去5年間で極端な増減は見られないが、保護者の就労体系の多様化により、保育・療育へのニーズも多様化しており、これらに対応するための施策の充実が必要である。

障がい福祉の課題として、本市においては、障がいを持つ方の高齢化・重度化が進み、増加傾向にある。このような中、平成18年10月からは自立支援法に基づく障がい福祉サービスが本格的に実施されている。

今後は、障害者自立支援法で市町村に義務付けられた障害者地域生活支援事業や関連施設の整備、障がいを持つ方が必要とするサービスの一層の充実が課題となっており、その中でも、コミュニケーション力が不安な障がいのある子どもたちが、学校や地域社会において対応に苦慮し、専門的なアドバイスを受けられず引きこもり等になる事例への対応が必要となっている。

## (2) その対策

高齢者が生涯にわたって安心して生活できる地域社会を実現するために、伊佐市地域福祉計画を策定し、それに基づき地域総合的な視点に立った施策を展開する。

そのため、社会福祉協議会や民間団体の育成強化はもとより、道路の段差解消・手すり付き階段・歩道の障害物の改善など、土木・建設担当部局との連携を図りながら、福祉のまちづくり環境整備を取組んでいく必要がある。

また、「まごし館」や介護予防拠点施設「大口元気こころ館」は、介護予防の視点から生きがい、ボランティア活動等を通じた相互扶助のあり方について研究・研修や活動を行い、地域活動に結びつける施設としての利用を図る。

併せて、地域社会から孤立しがちな高齢者が「閉じこもり」にならないように地域間・世代間交流による「生きがいづくり」を推進する。今後の重要課題でもある認知症高齢者対策では、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送るとともにその家族も安心して生活できるよう、関係機関、行政、ボランティア等団体などの地域での連携による総合的な支援体制の整備を進めながら、グループホームの活用や権利擁護として成年後見人制度の利用促進を図る。

地域ケア体制の整備として、大口・菱刈地域包括支援センターを中心とした各関係機関とのネットワーク化を推進していくとともに、高齢者見守り事業をはじめとする在宅高齢者支援の一環として運営されている「大口生きがい交流センター」において、健康増進、精神的孤独感の解消を図るための交流事業などを積極的に推進する。

さらに、自治会を中心とした福祉協力員を設置し、要援護者に対する見守り活動等を行うとともに、民生委員など各関係機関へ迅速に繋ぐネットワークの構築や社会福祉協議会との連携・機能強化を図っていく。

今後、伊佐市健康増進計画を策定し、目指す姿を明確にしていくとともに、より具体的な取り組みを提示できるようにしていく。健康相談窓口の充実により市民の要望を確実にとらえながら、生活習慣病の予防のため、食生活・運動などの生活改善や骨折の原因となる骨粗しょう症などの予防策と組み合わせた認知症や寝たきり、要介護状態とならないための介護予防への取り組みを推進し、「元気高齢者づくり」「健康寿命の延伸」を図っていく。

介護保険事業の健全な運営を推進するためには、介護予防の取り組みと併せて介護サービスの

適正な利用が不可欠となる。各種の介護予防事業に閉じこもりがちな高齢者の積極的な参加を促し、元気高齢者の支援を行い、その維持に努める。

また、介護給付適正化の取り組み等により、利用者の状態に応じた適正な介護サービスの提供に努める。

『高齢者一人一人が安心して生きがいをもって健康に暮らせる個性的なまちづくり』を推進するために保健・医療・介護・福祉・生涯学習など各種事業を総合的に展開していく。また、これらの拠点施設となる「まごし館」「大口元気こころ館」等の適正な維持管理に努めていく。

次世代育成支援行動計画等に基づき、多様化する保育のニーズに対応するために、延長保育、乳幼児保育、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育等の保育サービスの充実、乳幼児健診等の母子保健事業の充実、子育て支援センターによる子育ての支援や相談体制の拡充、放課後児童クラブの充実を図る。さらに、子ども発達支援センター通園事業の充実のため、子ども交流支援センターの整備を行い、子育て支援センターとの連携を図りながらどのライフステージにおいても、タイムリーな相談と支援ができる体制を構築する。

### (3) 計画

事業計画は、次のとおりとする。

#### 事業計画(平成 22 年度～平成 27 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(1) 高齢者福祉施設 その他	高齢者コミュニティセンター(高熊荘) 管理事業	市	
		生活支援ハウス運営事業	市	
		菱刈総合保健福祉センター(まごし館) 管理事業	市	
		介護予防拠点施設(大口元気こころ館) 管理事業	市	
	(6) 市町村保健センタ ー及び母子健康センタ ー	健康センター維持管理事業	市	
	(8) その他	福祉タクシー利用料助成事業	市	
		生きがい対応型デイサービス事業	市	
		シルバー人材センター運営補助	市	
		特別保育事業	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		学童保育事業	市	
		健康増進事業 ・健康診査・健康相談 ・健康教育・訪問指導	市	
		予防接種事業	市	
		母子保健事業 ・健康診査、育児等健康支援等	市	
		結核健診事業	市	
		後期高齢者健康診査事業	市	
		子ども交流支援センター整備事業 (かごしま材利用施設整備事業)	市	
		おぎゃー献金記念ホール整備事業	市	
		福祉協力員活動推進事業	市	

## 6 . 医療の確保

### ( 1 ) 現況と問題点

本市の医療機関は、県立北薩病院を中核に病院 6 施設・768 病床、一般診療所 26 施設・132 病床、歯科診療所 10 施設で、医師 67 人、歯科医師 13 人（平成 21 年度末現在。ただし、医師・歯科医師数は平成 18 年末現在）であり、人口規模に対し医療施設はかなり充足していると考えられるが、診療科目によっては医師の偏在化が見られる。医療機関が市街地に集中しており、山間地域の高齢者はバス・タクシーなどを利用して通院している状況である。また、救急搬送については、重症患者のうち、一刻も早い治療が必要な患者について県外の人吉市をはじめ、鹿児島市など遠方の病院へ搬送されている。今後、救急搬送のため県で配備が予定されているドクターヘリの離発着に備え、ヘリポートを整備した。

### ( 2 ) その対策

地域医療体制の充実を図るため、医師会との連携により休日・夜間における在宅当番医制や病院群輪番制などを引き続き実施する。

また、診療科目における医師の偏在化が見られるため、医師確保に向けた取り組みを行う。

救急搬送については、重症患者のうち、一刻も早い治療が必要な患者について、引き続き県外の人吉市をはじめ、鹿児島市など遠方の病院との連携を行うとともに、県が計画しているドクターヘリ配備後は状況により、ドクターヘリの要請を行うことで、搬送時間の短縮や搬送元医療機関の医師不在時の対応等を図る。

### ( 3 ) 計画

事業計画は、次のとおりとする。

#### 事業計画(平成 22 年度～平成 27 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業	病院群輪番制度事業 二次救急医療補助	市	
		在宅当番医制事業補助金	市	
	(4)その他	消防防災ヘリコプター搭乗医師等確保事業	市	
		乳幼児医療費助成事業(医療費助成金)	市	

## 7. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

学校教育については、「伊佐のふるさと教育の推進」を基本目標とし、「伊佐を巣立つ子どもには、伊佐を忘れず、伊佐を愛し、世界中どこでも活躍できる素地を培い、伊佐に残る子どもには、ふるさとを支え、その発展に寄与する資質能力を身につけさせ、たくましく生きる力と感性を備えた児童生徒を育成する。そのために、確かな学力の向上を目指し、郷土の伝統や文化を生かした特色ある教育を進め、知・徳・体の調和のとれた人材を育成する。」を基本方針にして、諸教育行政を推進している。教育機関は、幼稚園2園（私立1園）、小学校16校、中学校5校（私立1校）、高等学校3校（私立1校）、各種学校1校となっているが、年々児童生徒数の減少が進むなか、集落が分散している本市では小規模校を多く抱えており、各学校の実態に即した学校づくりを推進していくことが不可欠である。また、教育体制の整備として情報化に対応した教材教具やICT機器の整備充実とともに地域の人材・素材の活用を行い、少人数指導など工夫した学習や豊かな体験活動を推進していく必要がある。これらのことにより地域社会での交流のみならず、様々な異なる環境の人々との交流を積極的に展開し、広い視野と社会性を備え豊かな心を持った児童生徒の育成を図る必要がある。

さらに、地元にある高等学校が、小・中学生とその保護者にとって魅力があり安心して進学できる学校であることは、本市の活力づくりとしても強く望まれている。学校施設については、大半が老朽化し、旧耐震基準により建設された校舎等も多く、外壁等の崩落、ひび割れによる雨漏りが見られる。プールは漏水・水深の不適合があり、校庭も砂ぼこり、ぬかるみ等が著しい。これらについては、安全性確保の上からも補修、改築などを計画的に図る必要がある。教職員住宅についても、老朽化が著しいことから計画的に改修を図る必要がある。

学校給食は、適切な衛生管理のもとで、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めなければならない。本市の学校給食は、大口地区が共同調理場方式、菱刈地区が単独調理場方式であり、施設の老朽化、衛生管理基準への対応、児童生徒の減少、給食コストの適正化等、早急な対応が求められている。

生涯学習については、大口地区では大口ふれあいセンターや各コミュニティ集会施設、菱刈地区では菱刈農村環境改善センターや各校区公民館が各種研修やコミュニティ活動、芸術文化活動の場として住民にとって気軽に利用でき、地域に密着した生涯学習の拠点施設となっている。

なお、生涯学習講座、ふれあいサークル等においては高齢者が中心になっている状況である。

平成14年度からの完全学校週5日制実施等で、児童生徒の活動の場が広がる中での現在の施設の効率的運営への改善、学校・地域・家庭・行政間の綿密な連携による家庭教育の充実、人権教育の推進、子ども会等青少年教育の充実、女性団体の育成などに重点を置いた、教育機能の活性化、各種交流事業の活用等によりボランティア精神あふれる豊かな人間性を育む生涯学習事業の推進が求められる。

社会体育面については、近年、市民の健康・体力づくりに対する認識が高まり、健康の保持増進や余暇の有効活用的手段として、スポーツ活動やレクリエーション活動が活発化してきている。これらに対応するためにも、総合型地域スポーツクラブの育成などソフト面の充実と老朽化が著しい体育施設などハード面の整備見直しが必要となってきている。

近年、国民の「食」をめぐる状況が変化し、その影響が顕在化しており、栄養の偏り、不規則

な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全、食の海外への依存、伝統的食文化の危機などの問題が生じている。このことは本市においても例外ではなく、あらゆる世代においても等しく当てはまることであり、食育に関する取組が重要となっている。

## (2) その対策

学校教育については、幼稚園は平成 21 年度から実施の教育要領に基づき、小学校は平成 23 年から中学校は平成 24 年から完全実施される新学習指導要領に基づき「生きる力」を持つ幼児、児童・生徒の育成を図るために、教職員の資質向上を図りながら少人数指導等を推進する。へき地小規模校の活性化にも力を入れるとともに、地域との関係を密にし、地域の良さを生かした教育の充実として総合的な学習を工夫し、特色ある学校づくりや地域ぐるみで心を育む活動の推進、地域人材活用推進等の事業を進める。また、広い視野をもった社会性の高い児童生徒の育成を図るため、ICT 機器の活用や交流学习の推進、ALT の活用を行う。

さらに、特別な支援が必要な幼児、児童・生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、個々に応じた適切な指導や関係機関との連携、研修の充実を図ることにより特別支援教育を推進していく。

学校施設、特に校舎・屋内運動場については、耐震二次診断調査を全て実施しており、これに基づき早期に補強工事を完了させるとともに、計画的改修に努め教育環境の充実を図る。プールや他の学校施設及び教職員住宅についても老朽化が進んでいることから、年次的に改修を図る。そして新エネルギー設備の設置やパソコン教室の整備等による新たな教育教材の活用や学校トイレの改善なども検討していく。また学校施設の地域社会との共同利用も視野に入れながら学校教育設備や教材の整備充実を図っていく。

昭和 48 年建設の学校給食センターは老朽化による改築が必要なため、菱刈地区の小中学校の単独調理場と合わせたセンター方式に統一し、平成 23 年 4 月稼働に向けて新学校給食センターを建設する。

生涯学習については、ふれあいセンターや公民館施設・設備の充実を図り、利用者のニーズに合った効率的な管理運営を図っていく。

ソフト面においては、市民の誰もが参加しやすく市民のニーズに合った各種講座の充実や、ふれあいサークル等の活動への支援、地域人材の育成・活用など、地域に根ざしたふるさと教育事業を推進していく。

住民参加型・住民主導型のスポーツ振興システムの構築を促進するため、総合型地域スポーツクラブの充実を図っていく。併せて、スポーツ振興の拠点となる体育施設の改修を行うとともに、多様なスポーツに対応できる施設づくりを検討していく。

豊かな自然に恵まれた本市の特性を生かした食育を推進するため、「食育推進計画」を策定し、家庭や地域、保育所、幼稚園・小中学校、食に関わる関係機関・団体等が連携して、市民の「食」に対する関心を高める。

(3) 計画

事業計画は、次のとおりとする。

**事業計画(平成 22 年度～平成 27 年度)**

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 教育の振 興	(1)学校教育関連施設 校舎	耐震補強計画(小中学校)	市	
		耐震補強工事(小中学校)	市	
		各小中学校小規模改修事業(解体含む)	市	
		小中学校大規模改造事業	市	
	教職員住宅	教職員住宅譲渡代金(償還金)	市	
		教職員住宅管理事業(改修・解体)	市	
		教職員住宅整備事業	市	
	給食施設	給食センター整備事業	市	
	その他	大口南中給排水施設整備事業	市	
		田中小プール改修工事	市	
		学校図書館整備事業(図書購入)	市	
		学校義務教育教材整備事業(小中)	市	
		理科教育設備整備事業(小中)	市	
	(3)集会施設、体育施設 等 集会施設	ふれあいセンター整備事業	市	
	体育施設	伊佐市営プール塗装工事	市	
		伊佐市総合体育館耐震補強工事	市	

## 8. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

都市集中型の社会構造の中で地域の本来の特徴が失われ、画一化の傾向にあったが、近年、各地において地域の文化・歴史等が見直され、地域づくりに活かされている。魅力的な地域づくりを推進していくなかで、地域文化は欠かせない基本的な資源である。

市民生活の質的向上を図りながら、一方では市民が今ある地域文化を再認識し、独自の文化を大切にすることが重要である。

そのために文化会館などの老朽化した芸術文化活動の拠点施設の整備補修が検討課題である。また、現存する貴重な文化財を文化遺産として後世に伝えていくためにも実態調査を行い、保存・活用を行う必要がある。

また、過疎化による後継者不足により郷土芸能等の地域伝統文化の保存・継承が困難な状態が続いており課題となっている。

図書館については、新刊蔵書などの入れ替えが急務であり、計画的に市民のニーズに対して図書資料を拡充していかなければならない。

### (2) その対策

芸術文化活動の拠点施設については、文化会館の計画的な補修を図るとともに省エネルギーによる管理費の抑制を考慮した整備を検討していく。

市民の文化的教養・資質の向上と芸術的な感覚を養うために、自主事業や貸館事業により優れた芸術鑑賞の機会を提供し、心豊かな市民を育成する。

また、郷土出身作家である海音寺潮五郎氏の業績を後世に引き継ぐために、作品の展示などを行う。

文化財保護等については、歴史的記録や資料の整理保存、文化財の保存・整備、郷土芸能等の地域伝統文化後継者の育成支援を行い、教育や文化活動に積極的に活用していく。

図書館については、市民の学習要求にこたえられるよう図書施設の機能充実や蔵書の充実を図るとともに、図書館システムの更新等により利便性の向上を図っていく。

### (3) 計画

整備計画は、次のとおりとする

#### 事業計画(平成 22 年度～平成 27 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	伊佐市文化会館施設整備事業	市	
	(3) その他	図書館システム導入(更新)事業	市	
		図書館整備事業	市	

## 9. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

自治会は、地域社会活動の基礎であり、機能の維持強化は、地域社会の自立促進のため極めて重要なことである。最近では都市部と同様、個人生活尊重型の世帯が増え、自治会組織への未加入が目立つ。各地域においては、独自の慣習・しきたり・歴史・文化・自治活動があり、それらを受け入れることができないところに主な原因があるといえる。

山間部集落においては治山・治水を補助事業等により行い、生活環境の安全性を図っているが、高齢化の進行により独居あるいは老人夫婦2人世帯が多くなってきている。こうした集落では65歳以上が半数を占めるいわゆる限界集落が増え、自治組織の機能低下が予想される。

### (2) その対策

山間部の集落、家屋等は交通の利便性・住環境の確保・防災上の観点から必要に応じ、近隣集落への移転、跡地利用等、適切な対応を行うとともに、廃校舎・家屋等を利用した交流施設の整備や若者及びUターン者等のニーズにあった魅力ある住宅や団地等の整備などを検討課題とする。また、自治会活動を促進するための支援を行うとともに、自治会への未加入世帯の解消や組織強化対策として、近隣自治会との合併等に対する財政支援を検討する。さらに、むらづくり整備事業により地域の様々な課題を解消し、生活環境の向上を図る。

### (3) 計画

整備計画は、次のとおりとする

#### 事業計画(平成22年度～平成27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	村づくり整備支援事業	市	
		自治会活動支援交付金	市	

## 10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

現在、本市には地域おこし団体が数団体あるが、年々活動状況が低迷し、活力を失いつつある。従来、青年団や地域婦人会などが地域行事などに積極的に参加していたが、団体活動に対する敬遠、私的余暇時間の減少などの理由に因り自然消滅したものも多い。その後、地域活性化をめざすグループとして諸団体が結成された。

校区コミュニティ協議会や校区公民館活動推進委員会による推進活動のほか、川内川上流漁業協同組合や商工会青年部・女性部、JA青年部等は現在もイベント活動を精力的に推進している。

また、過疎化による減少は、自治組織、特に女性部・子供会組織にも見られ、地域によっては消滅したところもある。

### (2) その対策

地域コミュニティ活動については、校区コミュニティ協議会（大口地区）と校区公民館活動推進委員会（菱刈地区）を校区コミュニティ協議会に統一することにより、相乗効果をもたらすとともに、校区コミュニティ協議会を中心として各地域における自立したまちづくりを行政と協働して行い、各地域の活性化を図る。

地域づくり団体をはじめとする各種団体の活性化・育成を図るため、リーダー養成等の団体における目標・テーマの再設定、他団体との異業種間交流・研修・交流会等の奨励を行う。各種イベント等に目標を見出して参画することによる達成感・充実感を再認識させることが必要である。また、女性部組織については、社会における女性の進出がめざましいことから、社会生活における役割を女性も一人ひとりが担っているという自覚を促し、交流・研修を重ねながら、また、自治公民館の協力を得ながら組織の回復に努める。さらに、ネットワーク（交流・連携）や人材育成、住民参画を通じて市民による自立的な地域の力を育成することにより、独自性のある活力に満ちた地域社会を構築していく。

### (3) 計画

整備計画は、次のとおりとする。

#### 事業計画(平成 22 年度～平成 27 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 その他地域の自立促進 に関し必要な事項		イベント育成事業（夏祭り等）	市	
		イベント育成事業（氷の祭典）	市	
		イベント育成事業（スターダスト）	市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		イベント育成事業(ドラゴンカップ)	市	
	過疎地域自立促進特 別事業	コミュニティ協議会運営事業	市	
		コミュニティ協議会育成事業	市	

**事業計画(平成 22 年度～平成 27 年度) 過疎地域自立促進特別事業分**

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体 系の整備、情 報化及び地 域間交流の 促進	(10)過疎地域自立促進 特別事業	県際広域バス対策事業	市	
		バス路線廃止地域運行対策事業	市	
		市民バス運行事業	市	
		バス路線廃止対策事業	市	
		生活交通路線維持事業	市	
		地域公共交通対策事業	市	
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促進 特別事業	病院群輪番制度事業 二次救急医療補助	市	
		在宅当番医制事業補助金	市	
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進 特別事業	村づくり整備支援事業	市	
		自治会活動支援交付金	市	
9 その他地域 の自立促進 に関し必要 な事項	過疎地域自立促進特別 事業	コミュニティ協議会運営事業	市	
		コミュニティ協議会育成事業	市	